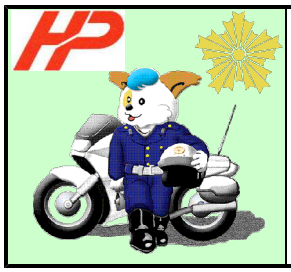

深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和６年１月２９日
深　川　警　察　署
交　　通　　課
Ｒ６年　第５号

事故発生時の運転者の義務について

交通事故があった時、運転者は

- 直ちに車両の運転を停止して
- 負傷者を救護し
- 道路における危険を防止する措置を講じなければいけない

（道路交通法第72条）

★負傷者の救護★

- 負傷者の救出
- 負傷者を自ら病院に搬送
- 119番通報
- 応急処置
- 負傷者を救急車に搬入する
- 負傷者の受傷時の状況などを救急隊員に説明する　など

応急措置について

『一次救命処置』とは、心肺停止状態の傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間に行う救命処置のことです。

救急車が現場に到着するのに、119番通報から約8分以上かかります。

それまでに運転者が現場で行う応急救護処置が、負傷者の救命に重要な役割を担っています。

応急救護処置の手順（負傷者が成人の場合）

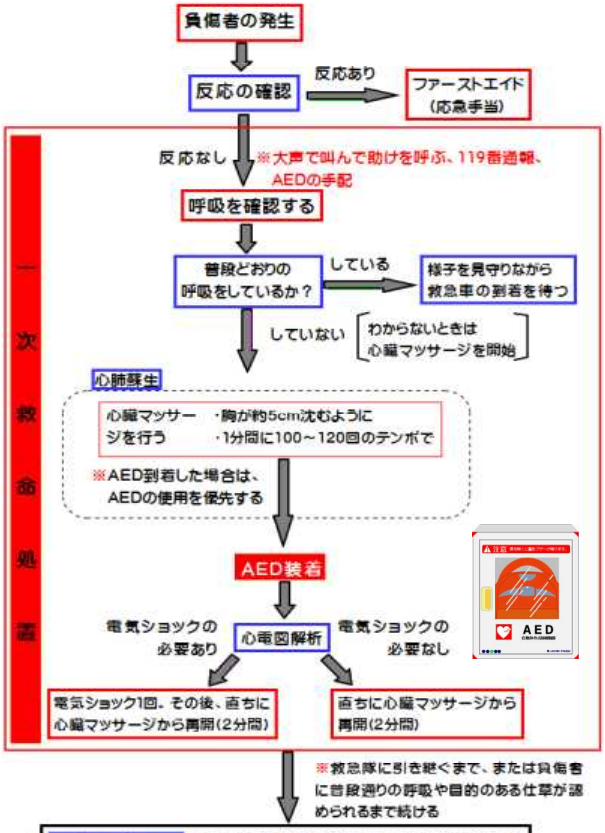

迅速な対応が非常に重要です！万が一に備えて、日頃から救命処置の方法を確認しておきましょう！